

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長
(公印省略)

デジタル原則を踏まえたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に
関する特別措置法の適用に係る解釈の明確化等について（通知）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、代表的なアナログ規制 7 項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められている。

これを受けて、今般、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下、「PCB 特別措置法」という。）の法令上の解釈の明確化を図ることとされている事項等について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 立入検査について

PCB特別措置法第25条第1項に基づき、環境大臣又は都道府県知事（政令市にあつては、市長。以下同じ。）は、その職員に、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

立入検査は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況等を確認し、必要な情報を把握するものである。この趣旨を踏まえると、立入検査の実施に当たっては、検査の目的や検査対象、検査場所等を踏まえて、効果的かつ適切な検査の方法で行うことが必要である。

当該検査の方法については、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、積極的にデジタル技術を活用することが推奨され、具体的な方法としては、例えば、オンライン会議システム等を活用してポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況や帳簿書類の内容等を遠隔地から確認及び質疑応答を行うこと、ドローン映像により保管及び処分の状況等を確認することなどが考えられる。

デジタル技術を活用して遠隔により立入検査を行う場合であっても、PCB特別措置法第25条第2項に基づき、検査をする職員は身分を示す証明書を携帯しなければならないものの、関係人への提示は画面への投影等により行うことも可能であることに留意されたい。

第2 書類の縦覧等について

PCB特別措置法第8条、第9条及び第15条に基づき、保管事業者等は、毎年度、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、都道府県知事は、毎年度、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況を公表するものとされている。その公表の方法については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第12条、第22条及び第30条に基づき、当該届出書の副本及び添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとされている。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、行政の効率化及び利便性の向上の観点から、当該縦覧はデジタル化を基本とすることとする。具体的な方法は、今後、縦覧対象である届出書等について、保管事業者等に対し電子データの提出を求める等してデータ保存し、縦覧はインターネットを利用する方法によることなどが考えられる。

縦覧のデジタル化に当たっては、必要に応じ、届出書等の縦覧をインターネット等の電磁的方法で行うとともに対面又は書面においても行うことや、届出書等を全てインターネット上に公表することが技術的に困難な場合には、当該届出書等の概要を公表することと併せて、電子データを希望する者に対して個別にオンライン上での情報提供を検討することは差し支えない。

また、以下についても、以上の事項を踏まえて運用いただきたい。

- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成 28 年 8 月 1 日付け環産発第 1608013 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）記の第五の 3